

理事長専決及び
業務執行理事の担当業務規則

社会福祉法人 福岡光明会

社会福祉法人福岡光明会

理事長専決及び業務執行理事の担当業務規則

(目的)

第1条 この規則は、社会福祉法人福岡光明会（以下「法人」という。）定款第24条の規定に基づく理事長専決事項の範囲及び内容、並びに定款17条第2項の規定に基づく業務執行理事の担当業務について必要な事項を定めることを目的とする。

(理事長専決事項)

第2条 同定款第24条第1項ただし書きに定める理事長が専決できる日常の業務として理事会が定めるものは、次の業務とする。ただし、当該業務について、理事長個人が特別の利害関係を有する場合は、理事会及び評議員会において選任する他の理事が専決する。

- 1 「施設長の任免その他重要な人事」を除く職員の任免
- 2 職員の労務管理に関すること
- 3 債権の免除・効力の変更のうち、当該処分が法人に有利であると認められるもの、その他やむを得ない特別の理由があると認められるもの（ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く）
- 4 設備資金の借入に係る契約であって予算の範囲内のもの
- 5 売買、賃貸借、請負その他の契約で、その予定価格が1,000万円を超えないもの
- 6 基本財産以外の固定資産の取得及び改良等のための支出並びにこれらの処分で、予算計上されていない1件1,000万円を超えないもの（ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く）
- 7 損傷その他の理由により不要となった物品又は修理を加えても使用に耐えないと認められる物品の売却又は破棄（ただし、法人運営に重大な影響がある固定資産を除く）
- 8 予算上の予備費の支出
- 9 寄附金品の受け入れに関する決定（ただし、法人運営に重大な影響があるもの及び寄附金募集に関する事項を除く）
- 10 その他理事会及び評議員会で承認された事項に関すること

(業務執行理事の担当業務)

第3条 同定款第17条第2項に定める業務執行理事の担当業務として、理事会が定めるものは次のとおりとする。

- 1 毎年度の予算案及び事業計画案の作成に関すること
- 2 予算執行状況の管理監督に関する業務
- 3 法人の各事業所施設長及び管理者等の業務執行状況の管理監督に関する業務
- 4 法人本部及び法人に属する各事業所の事務執行の管理監督に関する業務

- 5 物品の購入・修理その他の契約で、その予定価格が 10 万円未満のもの
- 6 職員の日常の労務管理・福利厚生に関すること
- 7 利用者の日常の処遇に関すること
- 8 利用者の預り金の日常の管理に関すること

(規則の改廃)

第4条 この規定を改定、または廃止する場合には、理事会の決議を得なければならない。

(附 則)

この規則は、平成 29 年 6 月 16 日から施行する。

令和 3 年 6 月 24 日改定施行。

令和 4 年 12 月 16 日改定施行。